

「スマート農業技術活用産地支援事業」審査実施要領

第1 趣旨

「スマート農業技術活用産地支援事業」の委託予定先の選定は、「スマート農業実証プロジェクト」に係る運営委員会設置要領（平成30年12月26日付け30農会第705号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）及び本要領に定めるところにより実施する。

第2 公募審査委員会の設置

1 「スマート農業技術活用産地支援事業」の委託予定先の選定に係る審査を実施するため、公募審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第3の2により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が委託する外部の機関が、審査委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家（評価対象の分野又はそれに関連する分野の専門家で農研機構に所属しない者をいう。以下同じ。）及び農林水産省担当課・室により構成するものとする。外部専門家は、次の条件をいずれも満たすものとする。

- (1) 設置要領第2の農林水産省に設置される運営委員会（以下「運営委員会」という。）が決定した者であること。
- (2) 評価対象の分野又はそれに関連する分野について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
- (3) その氏名、所属等の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。

3 公正で透明な審査を行う観点から、提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案の審査には参加できない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該企画提案書の担当者となっている場合。
- (2) 当該企画提案書の担当者と同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において、同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
- (3) 当該企画提案書の担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該企画提案書の担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該企画提案書の担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該企画提案書の担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) その他、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長（以下「理事長」という。）が事業実施主体として公正な判断を行うに適当ではないと判断した場合。

4 審査対象となる企画提案者と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず第3

の2により農研機構が委託する外部の機関にその旨を申し出るものとする。

5 委員は、審査により知り得た情報について、理事長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要

1 農研機構は、応募のあった企画提案書が応募要件に適合しているか、及び書類の不備がないか等の確認を行う。

2 審査は、書類審査により行い、必要に応じて審査委員による審査会を行うものとする。ただし、委員会における審査に係る業務については、外部の機関（以下「審査業務実施機関」という。）に委託するものとする。

3 審査に当たっては、別表の審査項目に基づき、提案書ごとに採点を行う。審査業務実施機関は、各委員の採点を集計し、外部専門家及び農林水産省担当課・室ごとの平均点を算出し、その合計を企画提案書の評点とする。審査業務実施機関は書類審査の結果、特定の委員の審査結果が他の委員の審査結果と大きく異なる場合、当該審査を行った委員からその審査の理由を確認し、理事長が妥当な理由がないと判断した場合は、審査結果を見直させることができる。

4 審査業務実施機関は、前項の評点について整理し、理事長に報告するものとする。

5 理事長は、前項の報告の内容を運営委員会に文書で報告するものとする。

第4 委託予定先への通知及び公表

理事長は、設置要領第4の2に基づく運営委員会からの通知において採択された企画提案について、その結果を提案者に通知するとともに、委託予定先となる提案者名をウェブサイトにおいて公表するものとする。

第5 その他

1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、事業実施主体である農研機構が定めるものとする。

2 審査の実施に関する庶務は、外部に委託する業務のほか農研機構が行うものとする。

(別表)

審査項目

スマート農業技術活用産地支援事業

審査項目	審査の観点
1. 効果等	<ul style="list-style-type: none">○ スマート農業技術活用産地支援の効果 支援内容は、産地単位でスマート農業技術の効率的な活用により、個別農家の経営改善を通じてスマート農業産地の形成につながるものか。
2. 技術内容及び取組内容の適格性	<ul style="list-style-type: none">○ 有効性 支援しようとする技術及び取組は課題解決や経営改善に資することが期待されるものか。○ 実効性 支援しようとする技術及び取組は提案時点での性能等の確認等が十分に行われ、実効性が高いか。
3. 計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">○ スケジュール スケジュールに無理がなく、また日程を有効に用いているか。○ 支援の規模 支援の規模は支援の効果を明らかにするのに十分な規模となっているか。○ 支援の費用対効果 事業費は得ようとする支援の成果に対し妥当なものか。○ 対象経費 計上されている経費は事業目的と照らし合わせ適切なものか。○ 経費配分 経費配分は妥当なものか。
4. 実施体制	<ul style="list-style-type: none">○ 産地単位の取組に必要な機関の参画 担当行政部署やJAなど、産地単位の取組を円滑に進めるために必要な機関の参画が得られているか。○ 専門機関の参画 十分な支援の成果を挙げ、また支援の過程や結果の調査を行い、分析するため必要な専門機関の参画が得られているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代表機関の適格性 代表機関は適切に進捗管理を行うとともに必要な経理処理等を行う知見・能力(体制)を有しているか。
5. 波及性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援後の定着 支援を行う技術及び取組が当該産地に着実に定着するものとなっているか。 ○ モデル性 提案されたスマート農業技術活用産地支援手引き書は、ほかの地域でも応用可能で、普及対象範囲は妥当なものとなっているか。 ○ 社会実装のプロセス 実証しようとする技術及び取組の横展開スキームが組み込まれている計画となっているか。
6. 行政ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策上の重要性 輸出促進、みどりの食料システム戦略の推進等、農業政策上の重要課題の解決に効果的につながる取組内容となっているか。